

「岡三にいがた証券の投信積立プラン約款」新旧対照表

2026年10月1日（改訂）

（下線部分変更）

新	旧
買付代金の払込方法 第4条 お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭（以下、「払込金」といいます。）を銀行等の金融機関の預金口座（以下、「指定預金口座」といいます。）からの振替により払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円以上かつ1千円の整数倍の金額とします。（非課税口座に設けれた特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に限り1銘柄につき1千円以上かつ1千円の整数倍の金額とし銘柄毎の合計額の上限を10万円 <u>（18歳未満の非課税口座の上限は5万円）</u>とします。） 買付時期及び価額 第5条 （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） <u>4. 18歳未満の非課税口座のお客様は、特定課税未成年者口座に残高がある場合、当該残高から優先して買付を行います。お客様からの指定預金口座振替による払込金の入金残余分は顧客預り金へ入金します。</u> 分配金の再投資 第7条 （現行どおり） <u>2. 18歳未満の非課税口座のお客様は、分配金の再投資はされず、特定課税未成年者口座へ入金します。</u> 換 金 第8条 （現行どおり） <u>2. 18歳未満の非課税口座のお客様は、特定課税未成年者口座へ入金します。</u> 附則 この約款は、<u>2026年10月1日</u>より適用させていただきます。	買付代金の払込方法 第4条 お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭（以下、「払込金」といいます。）を銀行等の金融機関の預金口座（以下、「指定預金口座」といいます。）からの振替により払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円以上かつ1千円の整数倍の金額とします。（非課税口座に設けれた特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に限り1銘柄につき1千円以上かつ1千円の整数倍の金額とし銘柄毎の合計額の上限を10万円とします。） 買付時期及び価額 第5条 （省 略） 2. （省 略） 3. （省 略） （新 設） 分配金の再投資 第7条 （省 略） （新 設） 換 金 第8条 （省 略） （新 設） 附則 この約款は、<u>2024年11月1日</u>より適用させていただきます。

以 上